

一般社団法人日本データベース学会業績賞規程

2021年4月1日

(目的)

第1条 業績賞は、我が国のデータベース、メディアコンテンツ、情報マネジメント、ソーシャルコンピューティングに関する科学・技術の産業化をはかり、もって産業の発展に大いに寄与された一般社団法人 日本データベース学会（以下本会と略す）の維持会員の業績を賞するためのものである。

(選考手続)

第2条 選考手続きは以下の通りである。

a) 業績賞選考委員会の設置

- ・ 本会の年次大会（以下大会と略す）4ヶ月前に、本会会長（以下会長と略す）が業績賞選考委員会を設ける。
- ・ 業績賞選考委員会の委員長は会長が指名する。
- ・ 業績賞選考委員会は委員長が指名する若干名の委員から構成される。

b) 候補者の推薦

- ・ 業績賞選考委員会委員長は、本会正会員及び維持会員から候補者の推薦を募る。ただし、業績賞選考委員会委員長は候補者を推薦できない。
- ・ 大会3ヶ月前に候補者一覧表を作成する。
- ・ 推薦様式は以下の項目を含むものとする。

推薦者

氏名

所属

候補者

維持会員名

推薦理由（200字以内）

c) 受賞者の決定と承認

- ・ 候補者一覧表をもとに選考委員会で審議し、大会2ヶ月前までに1件または2件の受賞者を決定する。この決定は本会理事会の承認を得るものとする。

d) 賞の贈呈

- ・ 業績賞受賞者には、委員会が決定する賞状及び賞牌を贈呈する。
- ・ 業績賞は大会で贈呈する。

(受賞の条件)

第3条 受賞者は、本会維持会員でなければならない。

(改廃)

第4条 本規程の改廃は、本会理事会の承認を得るものとする。

附 則

1. 本規程は、2021年4月1日から施行する。